

市税および料金などの

滞納者に対する徴収を強化します

「非強制徴収公債権と私債権の徴収強化」

市が行っているさまざまな行政サービスの保持と、納期内に納付している多くの市民の皆さんとの公平性を図るため、市では市税や料金などの滞納についての徴収の強化を進めています。

1月21日号で、市の債権が3つに分類されること、強制徴収公債権の徴収強化などについてお知らせしましたが、本号では非強制徴収公債権および私債権の徴収強化について紹介します。

非強制徴収公債権の徴収について

非強制徴収公債権は、行政処分により発生する債権で、老人保護措置費一部負担金などが該当します。

市が滞納処分(差押えなど)を行うことができないため、督促や催告を行っても納付が

ない場合は、裁判手続きによる支払督促や訴訟などを経て強制執行を行う場合があります。

強制執行の流れは、次ページのとおりです。

私債権の徴収について

私債権は、契約などの当事者の合意(私法上の原因)により発生する債権で、水道料金、市営住宅使用料、学校給食費、墓園管理料などが該当します。

非強制徴収公債権と同様に、市が滞納処分を行うことができないため、督促や催告を行っても納付がない場合は、裁判手続きによる支払督促や訴訟などを経て強制執行を行う場合があります。

市民の皆さんのご理解をお願いします。

非強制徴収公債権および私債権の徴収の取り組み

■老人保護措置費一部負担金
老人保護措置費一部負担金は、養護老人ホームに入所する高齢者の費用に充てられており、入所する人の収入に応じて本人負担額が決められています。

また、同じ世帯の配偶者または子に所得税や住民税が課税されている人がいれば、扶養義務者としての負担金が課されます。

こうした負担金は、本人分については入所施設を通じて、扶養義務者については納付書を送付する際に文書を同封するなどして、それぞれ納期内の納付を呼びかけています。

老人保護措置費一部負担金を滞納した場合は、市の税外収入金督促手数料及び延滞金を徴収します。

の徴収に関する条例に基づく督促手続きを行い、なおも滞納が続くときは文書や電話による催告を行います。

さらに納付がない場合は、強制執行を視野に入れて裁判による手続きへ移行するなど徴収を強化していきます。

■水道料金・簡易水道料金

水道料金・簡易水道料金(以下「水道料金」)を滞納した場合は、督促状の送付や文書・電話による連絡、訪問などにより納付を求め、それでも納付がない場合は、給水を停止します。

水道料金を滞納したまま市内の別の住所に引っ越しした場合、引っ越し先の水道の給水を停止します。

水道料金は、市内の金融機関、コンビニエンスストアおよび市役所本庁で納付できます。

また、簡易水道料金については、三陸支所および綾里・吉浜地域振興出張所でも納付できます。

■市営住宅使用料

市営住宅使用料は、市営住宅の運営管理に関わる費用に

充てられます。

市営住宅使用料を滞納した場合は、入居者および連帯保証人に「納付催告書」を送付します。

一部納付や納付相談などもなく、累計3カ月以上滞納となった場合は、条例の規定により「住宅明渡し請求」を行うこととなり、住宅を退去するまでは、近傍同種家賃(同規模の民間賃貸住宅の想定家賃)の2倍の家賃が課されることとなります。

なお、「住宅明渡し請求」に応じない場合や、滞納家賃の納付がない場合は、訴訟を行うなど徴収を強化していきます。

■学校給食費

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に役立てる学校教育活動の一環として実施されており、その必要な経費のうち食料費相当額を学校給食費として保護者の皆さんに負担していただいています。

学校給食費を滞納している家庭に対しては、督促状の送付や電話による催告を行い、それでも納付がない場合は、自宅への訪問徴収を行います。

また、本人からの申し出に基づく児童手当からの振替を促すとともに、過去の滞納分について分納誓約書の提出を求めるなどにより、徴収の強化に取り組みしていきます。

■墓園管理料

墓園管理料は、使用面積に応じて墓地使用者に負担していただいています。

墓園管理料を滞納した場合は、督促状・催告書の発送、自宅への訪問徴収などを行っており、催告後も納付や連絡がない場合は、夜間の戸別訪問を行うなど、徴収を強化していきます。

納付の意思があるにもかかわらず、失業、病気、事業の休止などにより収入が著しく減少したなど納付が困難な場合は、一人で悩まず、また「払えないから」と放置せず、担当課に必ず相談してください。生活状況をお聞きしながら、納付の相談に応じます。

納付が困難な場合は、まずご相談を

の金融機関、市役所本庁、三陸支所および綾里・吉浜地域振興出張所で納付できます。

また、墓地使用者が変更となる場合は、使用権を引き継ぐ人の届け出が必要です。

強制執行の流れ



「納付忘れ」の防止には

口座振替が便利です
納付忘れによる滞納が見受けられます。
納期ごとに振り替えされる「口座振替」もご利用ください。

口座振替は、市内金融機関に申込用紙がありますので、通帳と通帳印を持参の上、指定する口座がある金融機関で手続きください。

■墓園管理料
市民環境課環境衛生係
(☎内線125)

■学校給食費
北部学校給食センター
(☎①1293)

■市営住宅使用料
住宅公園課住宅管理係
(☎内線327)

■水道料金など
水道事業所業務係
簡易水道事業所
(☎内線174)

■老人保護措置費一部負担金
長寿社会課介護保険係
(☎内線439)

▽問い合わせ先

市町村医師養成事業

平成31年度医師養成・修学生を募集します



岩手県と県内市町村は、県内の医師不足解消を目的に、医学部に通う大学生に対して修学資金を貸し付ける「市町村医師養成事業」を共同で実施しています。

- ▷対象=将来、県内で医師として業務に従事する意思がある医学生
- ▷貸付金額=月額20万円、入学一時金の一部
- ▷採用人数=県内で15人程度
※入学一時金の貸し付けは7人まで
- ▷選考方法=面接、書類審査
- ▷選考期日=3月23日(土)
- ▷申請方法=申請書類、その他必要書類を直接持参するか、書留郵便で提出してください。

- ※申請書類・必要書類など、詳しくは岩手県国民健康保険団体連合会のホームページをご覧ください。申請書類は、市役所本庁国保年金課にも備え付けています。
- ▷申請期間=3月1日(金)~3月20日(水)
※申請期間後に大学に合格した人は、3月29日(金)まで申請を受け付け、4月6日(土)が選考期日となります。
- ▷申請先=〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-30 岩手県国民健康保険団体連合会
- ▷問い合わせ先
国保年金課地域医療係(☎内線149)